

ALOS エンドユーザライセンス

財団法人 リモートセンシング技術センター(以下「RESTEC」という。)、独立行政法人 宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。))との間の ALOS 製品の利用許諾契約に基づき、平和の目的での利用に限り、本エンドユーザライセンス(以下「ライセンス」という。)の内容に基づき、エンドユーザに ALOS 製品を提供する。

エンドユーザは、以下のいずれかを実施することにより、本ライセンスの条項を受諾し、合意したものとみなす。

- (1) 製品を、コンピュータ上でダウンロード、インストール又は操作する。
- (2) 本ライセンス条項を含む注文様式(CROSS 及び注文書等。)により製品を注文し、購入すること。
- (3) RESTEC との間で、本ライセンスの条項を含む契約を締結する。
- (4) 製品を、損傷または破壊する。
- (5) 製品の受領後、2週間を越えて製品を保持する。

第1条 定義

本ライセンスにおける用語の定義は以下に定める。エンドユーザは用語の定義に疑義があるときは RESTEC に確認のうえ、RESTEC の決定に従うものとする。

- (1) 「ALOS 製品」または「製品」とは、RESTEC から提供されるすべての ALOS データからの製品をいう。製品は、標準製品、付加価値製品、高次付加価値製品、画像製品をいい、表「ALOS 製品の定義」のように分類される。
- (2) 「標準製品」とは、RESTEC から提供されるレベル1データをいう。レベル1データとは、PRISM 及び AVNIR-2 においては Level 1A, 1B1, 1B2 を、PALSAR においては Level 1.0, 1.1, 1.5 をいい、その定義は JAXA の定めによる。
- (3) 「付加価値製品」とは、標準製品にデータ処理を施した製品で、オリジナルのピクセル構造を維持しており、標準製品に戻せるものをいう。Geo-tiff 及び NITF フォーマット変換製品を含むが、それに限定されない。
- (4) 「高次付加価値製品」とは、標準製品等に高度なデータ処理を施した製品で、オリジナルのピクセル構造を維持しておらず、標準製品等に戻せないものをいう。オルソ補正、DSM、パンシャープンを含むがそれに限定されない。
- (5) 「画像製品」とは、衛星データから作成されたものであって、PDF, JPEG, GIF, TIFF, PNG 及び BMP などのフォーマットによるものをいう。

ALOS 製品の定義	
標準製品	レベル1データ(CEOS フォーマット) PRISM Level 1A, 1B1, 1B2 AVNIR2 Level 1A, 1B1, 1B2 PALSAR Level 1.0, 1.1, 1.5
付加価値製品 (フォーマット変換製品等)	標準製品にデータ処理を施した製品で、オリジナルのピクセル構造を維持しており、標準製品に戻せるものをいう。Geo-tiff 及び NITF フォーマット変換製品を含むが、それに限定されない。
高次付加価値製品	標準製品および付加価値製品に高度なデータ処理を施した製品で、オリジナルのピクセル構造を維持しておらず、標準製品等に戻せないものをいう。オルソ補正、DSM、パンシャープンを含むがそれに限定されない。
画像製品	衛星データから作成されたものであって、PDF, JPEG, GIF, TIFF, PNG 及び BMP などのフォーマットによるものをいう。

- (6) 「著作権表示」とは、第4条の定めによる。
- (7) 「エンドユーザ」とは、RESTEC から製品の提供を受け本利用許諾ライセンスに同意した、自然人、営利法人、公益法人、公法人、その他すべての法的主体をいう。エンドユーザの単一性に関わる定義はエンドユーザが日本国内の場合は以下の定めによる。

1 中央省庁

- ① 本省(府)の内部部局(国家行政組織法第7条)をそれぞれ一組織とする。
- ② 庁等の各外局(同法第3条第3項)、各施設等機関(同法第8条の2)、各特別の機関(同法第8条の3)、地方整備局等の地方支分部局(同法第9条)、各独立行政法人等はそれぞれ一組織とする。

2 都道府県、市区町村、都道府県警察、消防、教育委員会等

- ① 都道府県、市区町村の場合は、普通地方機関たる本庁・出張所・研究所・試験場(同法第155条第1項)をそれぞれ一組織とする。
- ② 都道府県警察、消防等の場合は、各警察、各消防を一組織とする。
- ③ 都道府県教育委員会は一組織とする。この場合、所掌の公立学校等を含むことができる。
- ④ 市区町村教育委員会は一組織とする。この場合、所掌の公立学校等を含むことができる。

3 法人

- ① 同一法人内を一組織とする。子会社、関連会社、海外支店などは別組織とする。
- ② 各学校等がエンドユーザの場合は、それぞれを一組織とする。

4 自然人

第2条 許諾内容

1 エンドユーザは、本ライセンス条項を受諾することにより、RESTEC から、以下に定める利用を許諾される。本利用権は単一組織に対する非独占的権利とする。

- (1) エンドユーザの組織内における内部利用。エンドユーザとの契約に基づき、契約業者がエンドユーザの内部利用のために製品を利用することを含む。
- (2) 著作権表示のうえ、以下の形態による画像製品の公表または第三者への無償提供。
 - ① 研究論文その他の文書などの挿絵としての利用。
 - ② 紙媒体に出力し作成したポスター、カレンダー、パンフレット等での利用。
 - ③ 最大 1024×768 ピクセルの JPEG 方式相当での、インターネットの HP 上での掲載。

2 RESTEC の価格表で規定された特定目的価格で標準製品又は付加価値製品を購入(利用権を得ることをいう。以下本条において同じ)したエンドユーザは、前項に定める許諾内容に加え、以下に定める利用を許諾される。本利用権は単一組織に対する非独占的権利とする。

(1) 製品から1種類の高次付加価値製品を作成し、第三者に提供(販売、譲渡、貸出、再利用許諾、及び公表を含む。)すること。その場合、当該第三者にも著作権表示を行わせなければならない。エンドユーザは同じ製品からさらに他の種類の高次付加価値製品を作成する場合は、追加で特定目的価格による製品を購入しなければならない。

3 前各項にかかわらず、製品をインターネットのサービス等で利用する場合は、RESTEC と協議するものとする。

4 高次付加価値製品を購入した場合、その利用に関しては、本ライセンス条項に加え、当該製品に示されたライセンス条件に従う。

第3条 禁止事項

エンドユーザは、書面により別途 RESTEC から許諾を受けた場合を除き、以下の利用を行ってはならない。

- ① 平和の目的以外の利用。
- ② 製品の複製の作成。ただし、バックアップ目的のための複製を除く。
- ③ 製品の第三者への提供。標準製品からエンドユーザが作成した付加価値製品の第三者への提供。本項おける提供には、販売、譲渡、貸出、再利用許諾、及び公表を含むがそれに限定されない。
- ④ 製品に含まれる著作権表示の変更又は削除。

第4条 著作権

1 標準製品等(付加価値製品及び標準製品から作成された画像製品含む。以下、本条において同じ。)の著作権その他一切の知的財産権は、JAXA が保有する。ただし、PALSAR においては JAXA 及び経済産業省が保有する。これらの権利は、本許諾ライセンスにおいてもエンドユーザに譲渡されない。

2 高次付加価値製品の著作権その他一切の知的財産権は、標準製品等部分を除き、その高次付加価値製品を作成した者が保有する。

3 本ライセンスの条件に定める範囲において製品等を公表または第三者に提供する場合は、著作権表示等を行わなければならない。

4 著作権表示等の例を以下に示す。

<p>標準製品等 (付加価値製品、標準製品等から作成された画像製品及びテレビ、ビデオ、映画等での映像を含む。) —著作権者/配布者を表示</p>	<p>著作権:宇宙航空研究開発機構 著作権:JAXA ©JAXA:ALL RIGHTS RESERVED ©JAXA</p>
<p>高次付加価値製品 —著作権者/原初データ提供者を表示</p>	<p>配布:(財)リモートセンシング技術センター 衛星データ配布:(財)リモートセンシング技術センター 配布:RESTEC 衛星データ配布:RESTEC Distribution RESTEC</p> <p>原初データ:宇宙航空研究開発機構 原初データ提供者:宇宙航空研究開発機構 Includes material ©JAXA Included ©JAXA ©RESTEC など、製品に含まれる著作権表示</p>

注1)PALSAR の場合は、「宇宙航空研究開発機構」は「経済産業省及び宇宙航空研究開発機構」に、「JAXA」は「METI, JAXA」と読み替える。

第5条 限定保証

1 RESTEC は、本製品が、エンドユーザの指定する地域のデータが、エンドユーザの指定するフォーマットで格納されたものであることを保証する。

2 エンドユーザの受領後 30 日以内に、場所またはフォーマットがエンドユーザの指定と異なると認められた場合には、RESTEC は指定された場所またはフォーマットで格納された製品と交換する。何らかの理由で交換が出来ない場合には、RESTEC はエンドユーザに代金を返還する。

3 RESTEC 及びその販売代理店は、製品に欠落、バク等がないことを保証しない。また、製品の有益性や製品がエンドユーザの目的と適合することを保証しない。

4 RESTEC 及びその販売代理店は、エンドユーザが本製品を使用することにより生じた、エンドユーザ又は第三者に生じた損害について責任を負わない。当該損害には、間接損害、逸失利益、拡大損害を含むがそれに限定されない。

5 RESTEC は、本条に定める保証を唯一の保証とする。いかなる場合にも、RESTEC の補償額は、エンドユーザが支払った当該製品の価格を越えないものとする。

第6条 準拠法

1 本ライセンスの準拠法は日本法とする。

2 本ライセンスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7条 疑義の確認

本ライセンスに疑義のあるときは、エンドユーザは RESTEC に確認のうえ、RESTEC の決定に従うものとする。